5.236（未使用）

5.237

付加分配：コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マリ、シエラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174―223MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.238

付加分配：バングラデシュ、インド、パキスタン及びフィリピンでは、200―216MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.239（未使用）

5.240

付加分配：中華人民共和国及びインドでは、216―223MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5.241

第二地域では、216―225MHzの周波数帯は、新たな無線標定業務の局は使用できない。1990年１月１日前に使用が許可された局は、二次的基礎で運用を継続することができる。

5.242

付加分配：カナダでは、216―220MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5.243

付加分配：ソマリアでは、216―225MHzの周波数帯は、他国の現存又は計画された放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.244（未使用）

5.245

付加分配：日本では、222―223MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5.246

代替分配：スペイン、フランス、イスラエル及びモナコでは、223―230MHzの周波数帯は、一次的基礎（無線通信規則第5.33号参照）で放送業務及び陸上移動業務に分配する。なお、分配表を作成の際は、放送業務が周波数の優先選択権を持つこととする。また、二次的基礎で固定業務及び陸上移動を除く移動業務に分配する。なお、陸上移動業務の局はモロッコ及びアルジェリアの現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.247

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦、ヨルダン、オマーン、カタール及びシリアでは、223―235MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.248（未使用）

5.249（未使用）

5.250

付加分配：中華人民共和国では、225―235MHzの周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.251

付加分配：ナイジェリアでは、230―235MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に定める同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.252

代替分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、230―238MHz及び246―254MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5.253（未使用）

5.254

235―322MHz及び335.4―399.9MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第5.256A号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

5.255

移動衛星業務の312―315MHz（地球から宇宙）及び387―390MHz（宇宙から地球）の周波数帯は、非静止衛星系にも使用することができる。これらの使用は、無線通信規則第9.11A号に基づく調整を条件とする。

5.256

243MHzの周波数は、救命浮機局及び救命のための装置が使用する周波数とする。

5.256A

付加分配：中華人民共和国、ロシア、カザフスタン及びウクライナでは、258―261MHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務（地球から宇宙）及び宇宙運用業務（地球から宇宙）にも分配する。宇宙研究業務（地球から宇宙）及び宇宙運用業務（地球から宇宙）の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務（地球から宇宙）及び宇宙運用業務（地球から宇宙）の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

5.257

267―272MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、主管庁は、その国内における宇宙遠隔測定のため、一次的基礎で使用することができる。

5.258

航空無線航行業務による328.6―335.4MHzの周波数帯の使用は、ＩＬＳ（グライドパス用）に限る。

5.259

付加分配：エジプト及びシリアでは、328.6―335.4MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第9.21号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁においても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5.260

固定業務及び移動業務による399.9―400.05MHzの周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を与え得ることを考慮し、主管庁は、無線通信規則第4.4号を適用するような使用を認めないよう要請される。

5.261

標準周波数400.1MHzの±25kHzの周波数の幅での発射に制限しなければならない。

5.262

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、400.05―401MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.263

400.15―401MHzの周波数帯は、宇宙空間における有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙研究業務にも分配される。この使用において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなされない。